

長野県松本地域 基本計画

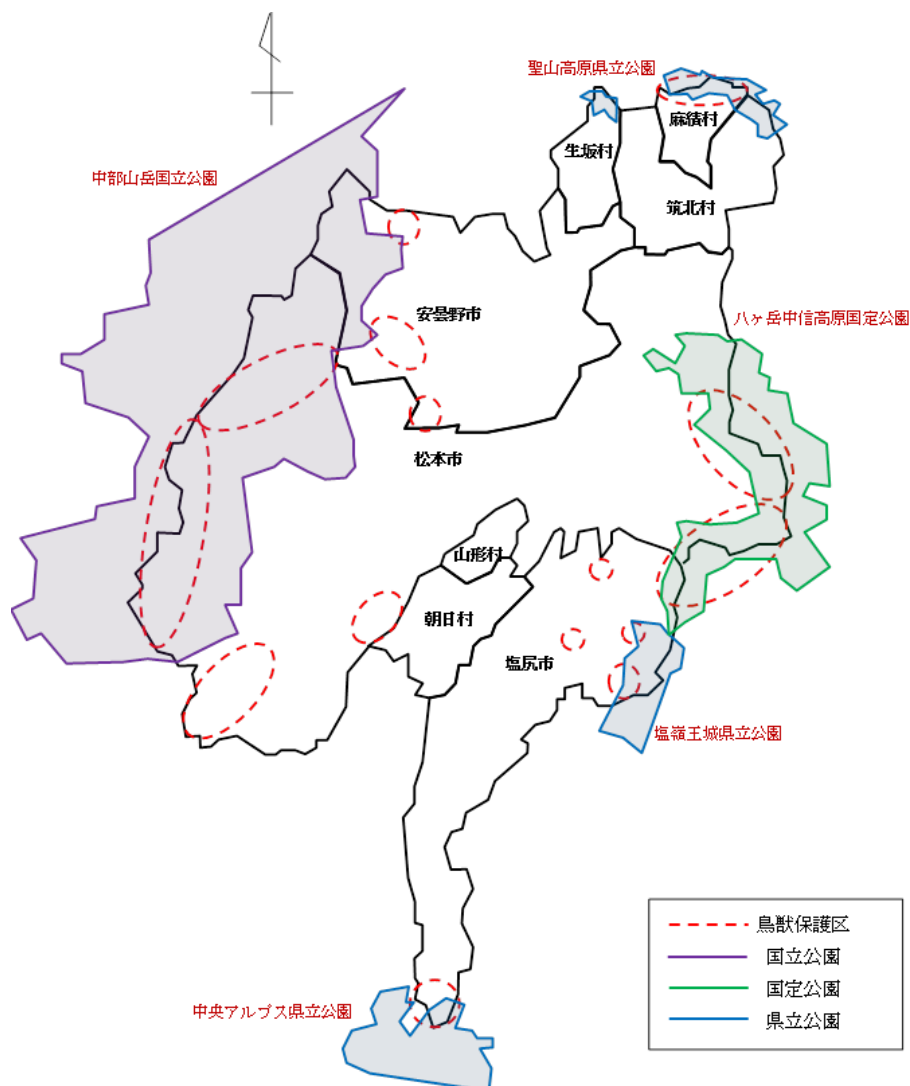
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 17 日現在における長野県松本地域（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）の行政区域（以下「松本地域」又は「当該地域」という。）とする。面積は、概ね 18 万 7 千ヘクタール程度である。

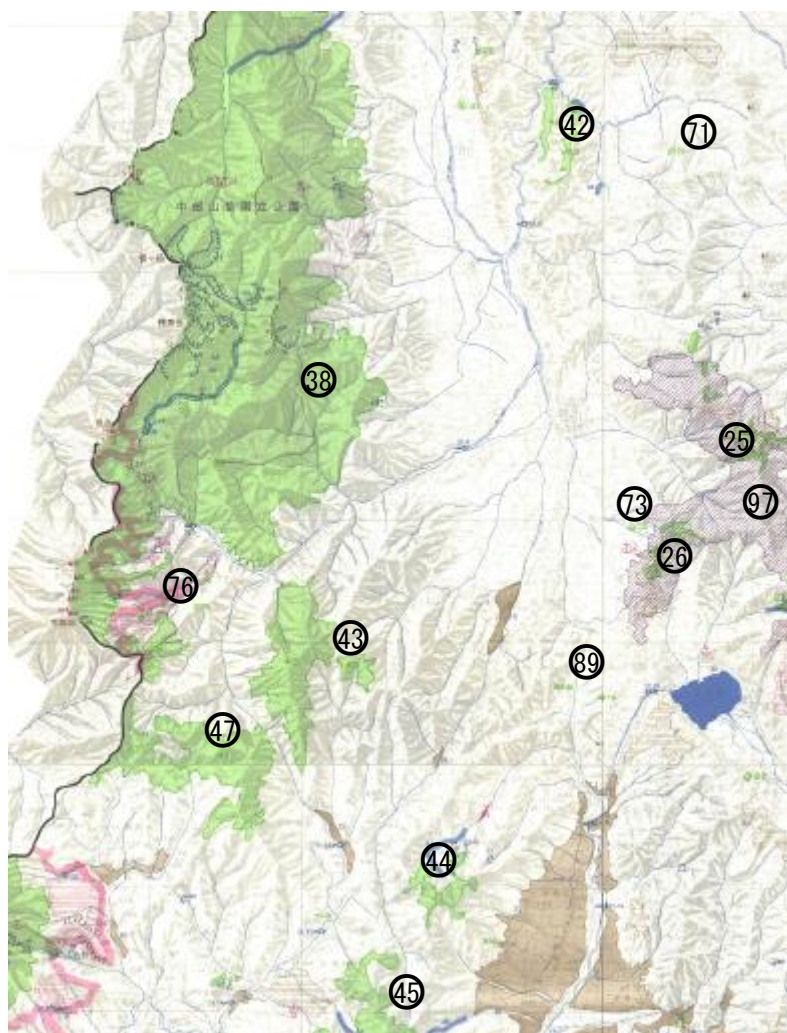
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域並びにシギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

また、本促進区域内における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス県立公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において配慮すべき事項を記載する。



環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

25	美ヶ原の特殊植物群
26	鉢伏山の半自然草原
38	飛騨山脈の自然植生
42	生坂のアカマツ林
43	鉢盛山の原生林
44	経ヶ丘の原生林
45	木曽山脈の自然植生
47	末川の原生林
71	四阿屋山のブナ林
73	牛伏寺のブナ林
76	乗鞍山麓の湿原郡
89	小野・矢彦神社の社叢
97	扉温泉上のブナ林



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

松本地域は、長野県の中央部に位置し、日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれた盆地を中心に、3市5村からなっている。総面積は、1,868.73 km²で全県の13.8%を占め、うち森林は1,416.81 km²で全体の75.8%、耕作面積は198.10 km²で全体の10.6%を、それぞれ占めている。

気候は、寒暖の差が大きく四季の変化に富んだ内陸性気候となっている。

交通インフラとしては、長野自動車道、国道19号・20号など8本の国道及び中央本線・篠ノ井線・大糸線の3本のJR線等の主要な交通網によって、県内各地、首都圏・中京圏の両方と結ばれている。

平成9年12月に開通した中部縦貫自動車道の安房峠道路は、北陸・飛騨高山地方への所要時間の大幅な短縮に加え、通年通行を可能としている。なお、中部縦貫自動車道等の整備により建設及び関連サービス分野の需要がある。また、昭和40年には松本空港（信州まつもと空港）が開港し、国際化に向けた要件も備えている。

産業面では、松本市、安曇野市、塩尻市の平坦地域に、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連企業を中心とした第2次産業が発達し、松本地域全域では、野菜・果樹・水稻を中心とした生産性の高い農業が営まれている。また、当該地域では、産学連携を活用したヘルスケア分野への展開やIoT、AIを活用した第4次産業革命分野への新たな取組も生まれている。また、松本市や安曇野市にお

いては、観光産業が発達している。

観光面では、中部山岳国立公園南部の上高地・穂高連山・常念山脈等をはじめ、八ヶ岳中信高原国立公園、塩嶺王城及び聖山高原の県立自然公園等を有し、温泉では安曇野穂高温泉郷、美ヶ原温泉、浅間温泉等がある。また、国宝松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群等著名な観光地を数多く有している。

林業においても、全国３番目の有数の森林県である長野県と同様に松本地域の面積の約８割が森林であることから、その豊富な森林資源を活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図ることを目的に、平成２４年９月より「信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクト」を長野県、民間企業、大学、金融機関とともに産学官金の連携体制を構築して推進している。また同様に、カラマツ材などの地域材や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野への展開を進めている。

松本地域の人口は、平成２９年４月１日現在 ４２５,３８３人（毎月人口異動調査、対前年比 ０.１７％増）で、県総人口 ２,０７７,４６６人（対前年比 ０.４８％減）の ２０.５％を占めている。

１０年前との比較（平成 １９年と平成 ２９年の各 ４月 １日現在）では、山形村で増加がみられるが、筑北地域をはじめその他の市村で減少している。

２ 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

松本地域は、平成 ２４年経済センサスー活動調査によると、雇用者数の約 ２.１割、売上高の約 ４.５割、付加価値額の約 ２.６割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。精密機械工業は、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積している地域特性を生かし、今後はより成長性の高い新事業への参入及び事業拡大を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行うことを目指す。加えて、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約 ３.４割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	９, ２００ 百万円	

（算定根拠）

平成 ２９年 １２月 ２２日付けの本基本計画の当初の同意では、計画期間約 ５年間における目標値を、松本地域の全産業付加価値額（７, ７３５ 億円）の約 １％（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である ０. ８％を上回る成長率として設定）にあたる ７７ 億円の増額としていたところである。これは、平成 ２４年経済センサスー活動調査による本県の １事業所当たりの付加価値額（３, ６８５ 万円）が全国平均（５, ３２４ 万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、

さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

令和5年4月1日からの最長1年の計画期間の延長のため、この間の新型コロナウイルス感染症や国際情勢等による影響は大きいものの、当初の5年間の増額分の1年相当分である15億円を上乗せすることを目録値とする。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,685万円（長野県の1事業所当たり平均付加価値額（平成24年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で6%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で6%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で10%増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域１：地図上の位置Ａ】

朝日村大字西洗馬字原新田

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約95ha程度である。

本区域は第四次朝日村国土利用計画（平成29年4月策定）において、「工業用地と住宅用地の混在を防止する」地域に位置付けられており、先に整備された工業団地や道路に隣接し、交通の利便性に

優れた立地条件を備えていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域の北東部には約 75ha 程度の農用地区域が存在しているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

なお、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス県立公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

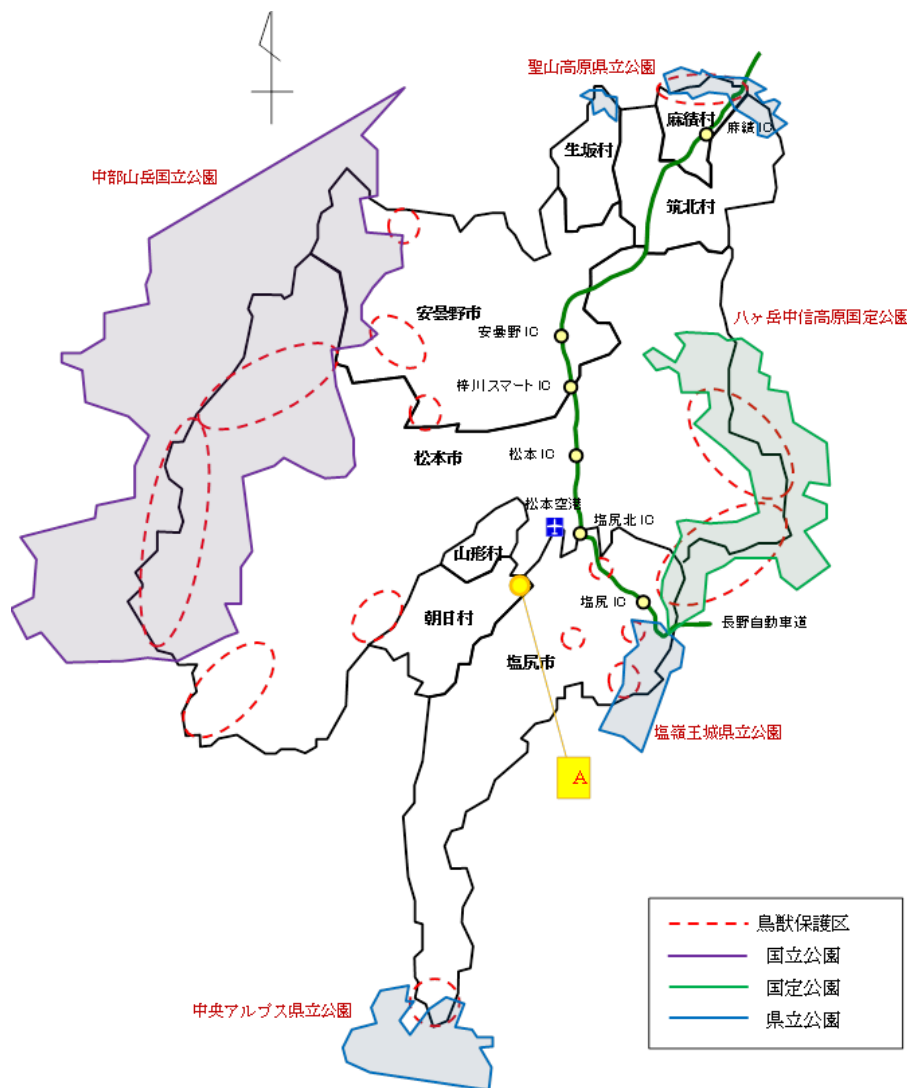
（関連計画における記載等）

朝日村第四次国土利用計画における記載：本区域は「工業誘致のための必要な用地」として位置づけられ、長野自動車道の塩尻北インターチェンジに 15 分の立地特性を生かし、周辺の自然環境等の地域の特性に配慮しながら重点的に開発を進め、土地の有効な利用の促進を図る方針が示されている。

朝日村農業振興地域整備計画における記載：本区域の農用地区域については、担い手への農地集積により農地を手放した小規模農家に対し、就業の機会を確保するため、将来においても生産性があがらない農地については企業誘致等による土地の有効利用も視野に入れ、総合的な土地利用を図る。

朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：高速道路に近く地価が安いという特徴を生かした企業誘致を行い、若者の村内雇用・就業を促進する方針となっている。

(地図)



【重点促進区域 2：地図上の位置 B】

安曇野市豊科高家字伊勢宮、字二本木、西村、東村

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 約 51ha である。

本区域は、長野自動車道梓川スマートインターチェンジや国道 147 号を介し、南は首都圏、中京圏、北は長野方面、東は国道 254 号などのアクセスからの上田・佐久方面、西は中部縦貫自動車道からの福井県、またその先の北陸や関西方面へとつながる、交通の要衝に近接する地域である。

また、本区域内には「あづみ野産業団地」があり、精密機器関連産業 9 社が集積しているほか、卸・流通業 9 社、食料品製造業 4 社、その他 3 社など計 25 社が立地し、すべて分譲済みとなっている。

本区域の中央部（「あづみ野産業団地」北側）に約 35ha の農用地区域が存在するため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

なお、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス県立公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

（関連計画における記載等）

第 2 次安曇野市総合計画（基本構想・前期基本計画）における記載：

基本構想に定めた基本目標に「魅力ある産業を維持・創造するまち」を、前期基本計画における重点施策に「活力に満ちた産業があるまちづくり」をそれぞれ掲げ、これらを実現するための基本施策の 1 つとして「工業の振興」が盛り込まれている。

この「工業の振興」では、目指すべき方向性を「新たな産業団地整備を検討し、生産基盤の整備を進めるとともに、経営力と技術力の向上を目的とした人材育成と起業支援に取り組みます。」としている。また、具体的な取組としては、「新産業団地整備の検討」として、「地域未来投資促進法などの法律を踏まえ、新産業団地整備について検討を進めます。」としている。

安曇野市国土利用計画における記載：

本区域においては、田園環境区域であることから、「地域類型別の基本方向」は、「この区域内で、集落や産業団地など一定のまとまりを有する区域については、その内部及び周辺部に同種の用途を誘導することにより、既存の都市基盤の有効活用を図るとともに、優良な農地への無秩序な宅地の拡大を抑制します。」としている。

また、「利用区分別の基本方向」では、「工場用地」に関して「優良な農地、良好な居住地、景観など周辺環境に十分配慮し、今ある都市基盤を有効活用できる既存の産業団地周辺への立地誘導を図るとともに、新たな場所における産業団地の造成や企業ニーズに応じて、個別に立地場所を適切に検討できるしくみの構築を進めます。」としている。

安曇野市都市計画マスタープランにおける記載：

「まちづくり構想」では「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を掲げ、「都市的土地利用の誘導の基本」では、工業系用途の誘導として「一定の都市基盤が整っている産業集積地周辺への新たな工場、事業所などの誘導・集約」「企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保への迅速かつ弾力的な対応」を基本としている。

「全体構想」の田園環境エリアでは、既存の都市基盤や地域資源を有効活用した産業誘導を方針としている。

安曇野市土地利用基本計画における記載：

安曇野市は土地利用制度について、「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を目標像に掲げ、まちづくりの基盤となる土地の適

正かつ合理的な利用を推進するため、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を制定した。

この基本計画に定める開発事業の基準では、田園環境区域の工業施設（工場、倉庫、事業所等）は、「産業集積地内若しくは既存の工場の敷地内にあること、又は産業集積地若しくは基本集落等区域内の既存工場等に隣接していること」としている。

安曇野市農業振興地域整備計画における記載：

「農業上の土地利用の方向」では豊科・南穂高・高家・上川手地区は、大規模な圃場整備はほぼ完了しており、平坦な地形でもあることから、現在良好な営農が展開されていることから、引き続き水田としての高度利用を進めるとしている。

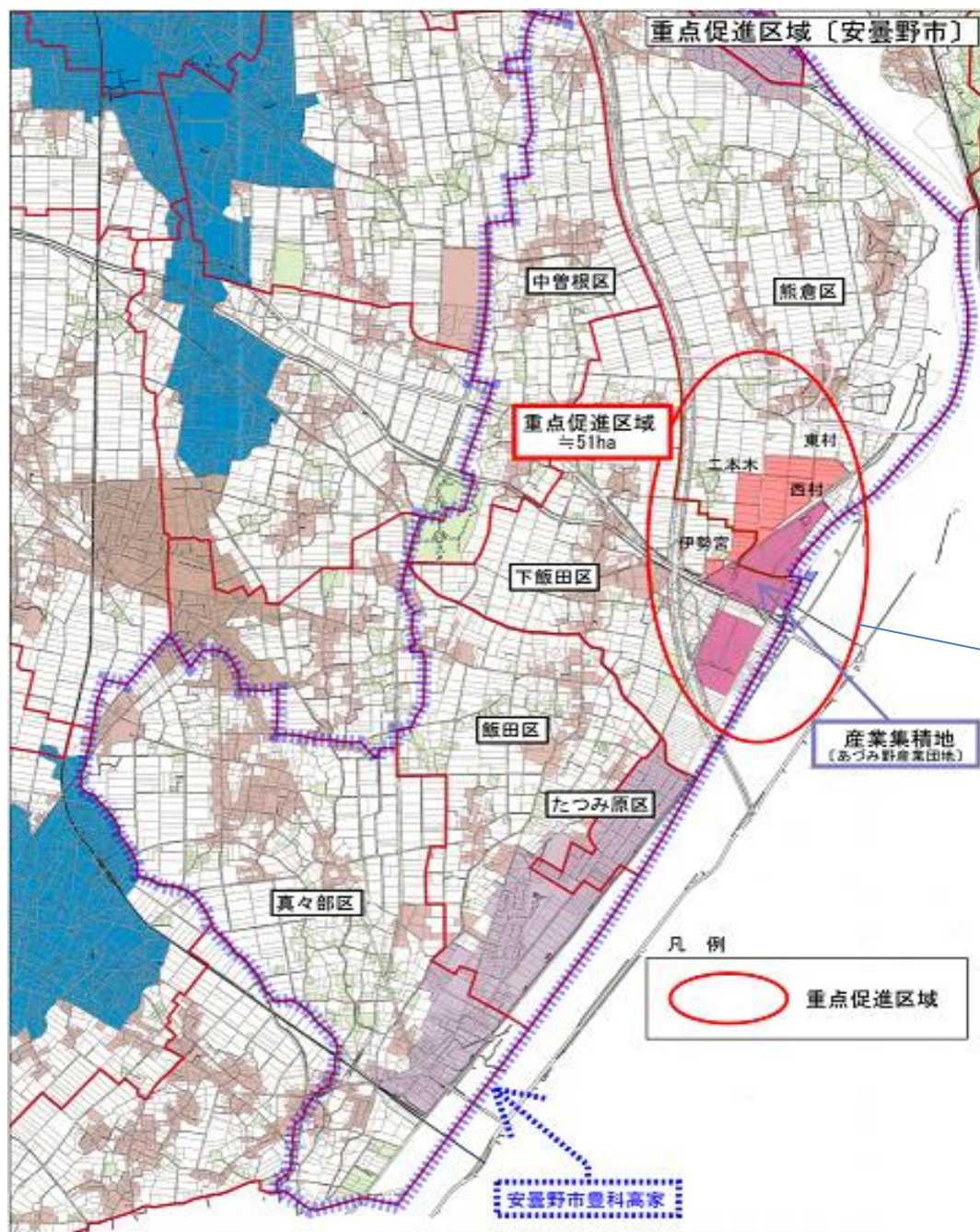
また、「農業従事者の安定的な就業の促進計画」では目標として、本市での農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業再生協議会を核とした支援体制の構築を推進し、農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、工業、商業エリア等の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めるとしている。

よって、本計画の土地利用の方針は、生産性の高い土地利用型農業を確立するため、集団的な優良農地を保全することを第一とし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮しながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を進めることとしている。

ただし、「交通結節点周辺においては、市の総合的な発展の必要性から詳細な土地利用計画が具体化された段階において調整を図る」ともしている。

更に方策として、企業誘致については、優良農地の確保に留意するとともに、土地利用計画との整合を図った上で進めるものとしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

本区域内では、戦後植栽したカラマツが伐採期を迎え、豊富な森林資源を有する鉢盛山一体（約6千ha）の近隣に位置し、木材を搬出しやすいこと、及び松本ハイランド農協野菜集出荷施設に近接し、米、高原野菜等の特産物を生産している上、将来的なリンゴ、ブドウ等の果樹栽培の機運が高まりつつあることなどの地域の特性が存在することから、重点的に地域経済牽引事業を促進するため、重点

促進区域として設定するものである。

なお、朝日村内で、既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された土地等の状況について把握したところ、いずれも遊休地等は存在しなかった。

【重点促進区域 2】

本区域内には、長野自動車道梓川スマートインターチェンジがあり、その周辺には旧豊科町が平成 11 年に造成した「あづみ野産業団地」があり、精密機器関連産業が集積しているとともに、卸・流通業、食料品製造業も立地している。

また、梓川スマートインターチェンジにより南北方面のアクセスに優れ、中部縦貫自動車道や国道 143 号、158 号、254 号の整備により東西方面へのアクセスにも優れていることから、交通インフラが充実している。さらには、特産物である清涼な水を豊富に有する地域でもある。

このように本区域においては、この交通の利便性に優れているだけでなく、特産物である清涼な水を豊富に有し、高精度なものづくりを行う精密機器関連産業や安全安心の食品製造を行う食品製造業の集積が賦存しているため、重点的に地域経済牽引事業を促進することが適当であることから、本区域を重点促進区域に設定することとする。

なお、安曇野市内には、分譲している既存の工業団地や現に宅地化された土地において遊休地が存在していないため、やむを得ず、産業集積地及び梓川スマートインターチェンジ周辺の農用地区域を含めて設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した第 4 次産業革命分野
- ④信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野
- ⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林加工・地域商社分野
- ⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

(2) 選定の理由

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- 松本地域には、国有林、民有林を合わせて 14 万 2 千ヘクタールの森林面積を有し、全県の 13.4%

を占めており、森林資源が豊富に存在する。特に民有林分におけるカラマツ林やアカマツ林の面積割合は53%を占めており、全県の40%に比べ高いほか、伝統技能である漆器や家具製造、ギター等の木材製造業も集積しており、木材・家具製造業の事業所数は県の約2割を占めている。

また、最近では、当該地域の事業所では、カラマツ材など地域材を活用した住宅関連製品等への展開を進めている。

さらに、当該地域内の市村においても地域材活用促進のため、公共施設にカラマツ材等を活用するなど、地産地消の取組が始まっている。

また、当該地域は、3,000m級の山々に囲まれており、それらの自然特性を生かし、河川の豊富な水と落差を活用した小水力発電事業を展開する取組も始まっている。

松本市においては、地元企業である「さとやまエネルギー株式会社」が、豊富な水資源を活用した小水力発電事業を通して、中山間地を活性化する取組を進めている。特に、過疎化の著しい安曇地区・奈川地区で事業展開することにより、地域に雇用を創出するとともに、売電先との提携等により地域産品を都市部に売り込む戦略を検討している。また、梓川土地改良区が幹線水路を活用した小水力発電事業を展開しており、所有施設の改修等維持管理にかかる費用に活用するなど、発電事業による持続可能な地域運営を目指している。

また、松本市では、木質バイオマス熱利用を推進するため、公共施設や民間施設に木質バイオマスボイラーの導入を促すとともに、地元企業が合同で燃料供給会社の設立を検討している。また、市内に点在する温泉資源のエネルギー活用などが模索されている。

塩尻市においては、平成24年9月より「信州F・POWERプロジェクト」を産学官金連携体制のもと立ち上げ、森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図る取組を推進している。

平成26年度には、内閣官房地域活性化統合事務局が公募した「地域活性化モデルケース」に対し、信州F・POWERプロジェクトを核とした「森林資源の有効活用と循環型地域社会の形成による持続可能な田園都市づくり」として提案を行い、平成26年5月に採択を受けた。

当該提案では、本プロジェクトから生まれるさまざまな効果を、「市街地再生」「農業再生」「林業再生」「農山村再生」「教育再生」の5つの再生に波及させることで、「雇用・木製品・エネルギー・収益」と「塩尻市民の森林への関心」を地域の中で有機的に循環させる仕組みを作り上げるとともに、都市部と農山村部とが融合し「森の文化」を醸成させていくことにより、住民生活における付加価値や魅力を高めた「選ばれる地域」の構築を目指すものとなっている。

信州F・POWERプロジェクトの取組の一環である集中型木材加工施設の整備や、従前の取組等の成果により、塩尻市内における素材生産量は平成28年度で5,705 m³となっており、地域活性化モデルケースの採択時基準値である平成24年度の4,400 m³と比較して約3割の増加となっている。また新規雇用者数についても、木材加工者で約40名、素材生産者で約40名、素材運搬者で約20名となり、合計で約100名の雇用が創出されるなど、木材加工施設や今後ソヤノウッドパワー株式会社が整備予定である発電施設の整備等による直接雇用に加え、林業の川上部分である素材生産や運搬等においても新たな波及雇用の場が創出されている。

また、プロジェクトにより新たに創出される木質バイオマスエネルギー（電気や熱）の利活用手法についても検討している。例えば、地域PPSを設立し、木質バイオマス発電所等から調達した電気を地域の需要家に供給する小売電気事業の立上げや、木材加工施設等から発生するオガコ等を原料とした

ペレット製造事業、ペレットやオガコ等を熱源とした複合健康ヘルスケア拠点施設の整備や、環境配慮型の農産物及びその加工品等の生産・販売等、地域内でエネルギーを供給・消費するシステムを構築し、エネルギーの循環型社会の形成を目指す取組について、それぞれ協議会を設立して検討しているなど、塩尻市が継続的に取り組む分野となっている。

さらに、塩尻市では、平成 29 年 4 月 3 日に一般社団法人塩尻市森林公社を設立し、森林整備の促進、木質バイオマス発電施設への原木供給、自伐林家の育成、森林を通じた交流促進、特用林産物の振興など各種事業に取り組む体制を整えるなど、塩尻市の木質バイオマスエネルギーを含めた森林資源の活用促進を図る環境が整っている。

安曇野市においては、有明土地改良区が幹線水路を活用した小水力発電事業を展開しており、所有施設の改修等維持管理にかかる費用に活用するなど、発電事業による持続可能な地域運営を目指している。また、安曇野市里山再生計画を策定し、計画実行組織として安曇野市里山再生計画推進協議会を設置し、木質バイオマス利用促進プロジェクトや安曇野材利用促進プロジェクトにより、里山資源の利用に取り組んでいる。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野を促進する。

②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

塩尻市を中心とした南部地域は精密機械工業が集積する諏訪地方に隣接しており、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積しているほか、松本市、安曇野市を中心とした北部中部地域は、平坦かつ広大な用地を中心に、生産用機械・輸送用機械・情報通信機械・電機・電子部品・金属・プラスチック成形等の加工組立型業種や基礎素材型業種が 497 社集積している。

当該地域には 24 個の産業団地（木工団地、大久保工場公園団地、西南工場団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、倭工業団地、赤松工業団地、新松本工業団地、角前産業団地、塩尻インター林間工業団地、塩尻アルプス工業団地、堅石原工業団地、今泉南テクノヒルズ産業団地、三田工業団地、明科工場団地、青木花見工業団地、黒沢工業団地、烏川工業団地、島新田工業団地、青木花見産業団地、あづみ野産業団地、下本郷農村地域工業団地、古見原工業団地、原新田工業団地）を整備し、300 社以上の機械・金属・電機・電子・情報等の精密関連企業等及び流通業が集積していることに加え、セイコーエプソン株式会社、富士電機株式会社、株式会社デンソーエアクール、株式会社アズミ村田製作所、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ等の大企業等も立地していることから、平成 24 年経済センサスー活動調査では、雇用者数の約 2.1 割、売上高の約 4.5 割、付加価値額の約 2.6 割が製造業を占め、また、平成 27 年工業統計調査結果では、当該地域の製造品出荷額等は、全県の 29.1%を占めているなど、製造業を中心とした経済構造をなしている。

そのような地域特性を生かし、当該地域としても拠点施設として、平成 21 年に工業関係者に対し、ワンストップサービスが提供できる施設として、まつもと工業支援センターを開設し（平成 30 年に一般財団法人松本ものづくり産業支援センターへ移行）、地域製造業のポテンシャルと今後の展開方向を踏まえつつ、かつ社会経済の長期的な予測や変化の方向を捉え、適時適切な支援を実施している。

具体的には、「機械金属系」の企業活動を支援するコーディネーターを配置し、当該地域内外の企業とのマッチング支援や産学官連携支援等に取り組んでいる。以上のことから、県及び当該地域の市村では、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野を促

進する。

③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した第4次産業革命分野

当該地域には、機械器具関連の製造業の製造品出荷額が4,036億円で、全製造業の出荷額8,408億円の約2分の1を占めており、関連する228の事業所が集積している地域である。また、電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額は、地域内に44社が集積し、約841億円を出荷している。また、それら製造業を側面的に支える組み込み系ソフト企業も集積しており、平成24年経済センサス活動調査では、情報処理サービス業が197事業所で、全県の約22%を占めている。

すでに産業用の搬送用ロボットを生産している企業や、温度センサ等の生産を行っている企業もあり、これらの企業と情報通信関連企業との連携により、ビッグデータの収集や人工知能を使った解析など、第4次産業革命に向けた新たな事業の展開が期待できる。

そのような地域特性を生かし、当該地域としても拠点施設として、平成2年にIT産業の振興やものづくりのIT化支援を目的とした財団法人松本ソフト開発センター（平成30年に一般財団法人松本ものづくり産業支援センターへ移行）を整備したほか、平成18年にICT関連産業の創業及び集積を目的とした起業支援施設である「塩尻インキュベーションプラザ（通称：SIP）」を整備した。

具体的には、「機械金属系」、「ICT系」の企業活動を支援するコーディネーターを配置し、当該地域内外の企業とのマッチングや産学官連携支援を行う他、各種セミナーの開催や異業種連携研究会の発足など、新たなイノベーションの創出を図ることで企業の活性化を目指す取組を行っているなど、製造業を中心とした企業の事業拡大等を促進する環境が整っている。

さらに、既存企業の収益性、生産性の向上を目指すための人材育成、新たなアイデア・ビジネスの発現や、新しい働き方の拠点となる施設整備、また、都市部企業のサテライトオフィス誘致など、ICT、IoTを活用した地域産業の振興を目指す。

なお、本多通信工業（株）安曇野工場では、通信インフラ用コネクタで培った長期信頼性と堅牢性、幅広い設計力をベースに、IoT（モノのインターネット）・AI（人工知能）・ロボットによりさらに高度化させ、ADAS（先進運転支援システム）など未来の自動運転を支える車載用デバイスや先端医療機器等の製造分野にキーパーツを供給すべく、製造ラインの自動化・品質モニタリングシステム・働き方改革に向けた工場拡張及び設備投資を平成29年度から中期計画として策定、実現に向けて取り組んでいる。

また、（株）ハーモニック・ドライブ・システムズでは高精度減速機を製造しており、この減速機は主に自動車、デジタル機器、半導体、液晶・有機ELなど各種製造工程で使用する産業用ロボットの、間接部に組み込まれている。昨今、産業用ロボットの性能向上、並びに利用範囲の拡大により、新興諸国の製造業の自動化投資に加え、先進国の産業ロボット需要も増加している。これらの急増している需要に応え、安定して減速機を供給するために、設備増強と新たな工場建設が急務となっており、早期の稼働に向けて取り組んでいる。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した第4次産業革命分野を促進する。

④信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野

当該地域には、信州大学松本キャンパス内に大学等が得意とする素材研究や、産業界が得意とする超精密技術といった研究シーズ及び技術シーズを、メディカル領域へ展開して、地域のメディカル産業を飛躍的に発展させるため、産学官の各機関が堅固に連携して研究開発、実用化及び人材養成等に利活用することを目的として「信州メディカルシーズ育成拠点」、「信州メディカル産業振興会」、「信州地域技術メディカル展開センター」が開設され、企業の次世代産業（特に健康医療分野）創出に向けた支援体制が整備されているほか、松本市では、「松本ヘルスバレー」の構築をめざし、健康・医療産業を核とした産業振興に取り組んでいる。

また、平成 27 年度に、松本市が国（経済産業省健康寿命延伸産業創出推進事業（地域ヘルスケアビジネス創出支援））に提案した市民の健康増進とヘルスケア分野の産業創出支援を行う「市民との共創による松本ヘルス・ラボ構築事業」が、県規模の「健康長寿世界一！ヘルスケア産業創造事業」とともに採択され、相互連携をしながら実施しているところである。なお、松本市の「松本ヘルス・ラボ」は、その信頼性向上と経営の自立化向上に向け、平成 28 年 12 月に一般財団法人化している。

また、健康関連需要の創造と産業創出を目的とした「松本地域健康産業推進協議会」（会員数 301 企業・団体（平成 29 年 9 月 19 日現在））が設立され、世界健康首都会議が毎年、当該地域で開催されるなど、住民の健康増進や健康経営の啓発、企業の健康医療関連産業への取組マインドが醸成されつつある。

なお、最近では、当該地域内の精密部品加工業者とともに信州メディカルシーズ育成拠点や信州メディカル産業振興会などが連携して、その有する技術を活用し、内視鏡手術用鉗子や人工関節、薬剤服用補助容器等のメディカル・介護製品分野に参入している。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、健康医療機器開発や健康関連産業の創出など、信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野を促進する。

⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林加工・地域商社分野

当該地域には、米、そば、りんご、ぶどう、スイカ、ワサビ、長芋、ネギ、高原野菜、ニジマス、信州サーモン、天蚕等の農林水産物や清涼な水等、豊富な特産物があることから、それらの特産物を活用した食品・飲料製造事業所も多数立地しており、平成 26 年工業統計調査結果によると、食品・飲料に属する事業所の数は 19.3%（全県では 15.1%）、従業者数は全体の 17.5%（全県では 13.3%）を占めている。なお、平成 28 年産農林水産関係市町村別統計によると、当該地域における米の収穫量は 45,153 t、そばの収穫量は 522 t である。

近年では、安曇野市や松本市では、清涼な地下水や地域産のホップや大麦を活用した地ビールの開発を当該地域の企業と取り組んでいるほか、松本市では、地域が連携して取り組む「奈川在来そば」の生産・消費拡大、大学と連携した信州伝統野菜等の安定栽培や商品開発、塩尻市では、ワイン醸造の創業促進を目的としたワイン大学の開校、安曇野市では、ワイン用ぶどうの栽培面積が増加しており、区域内におけるワイナリー設置が進み特産酒類の製造や提供により、新たな産業振興が図られている。さらに、山形村などでは冷涼かつ降水量の少ない気候を生かして栽培したそばと地域産の長芋を使った「やまっちそば」を地域特産品として売り出している。

また、他の当該地域内村においても高原野菜やはざかけ米、巨峰等の品質向上・販売に注力している。

さらに、松本市の今井・安曇地区や安曇野市の堀金地区などでは、道の駅に直売所を設置し、賑わい

創出と地域特産品の販売促進に取り組んでいる。

県では、平成 20 年に当該地域内の県工業技術総合センター環境・情報技術部門内で地域資源製品開発センター事業を開始し、特産物の活用による製品開発支援を実施しているが、事業開始以来、商品化案件は昨年度までに 72 件と全県の 21.1%を占め、特産物を活用した商品開発が盛んである。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林加工・地域商社分野を促進する。

⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

当該地域は、中部山岳国立公園南部の上高地・穂高連峰・常念山脈をはじめ、美ヶ原高原などのハケ岳中信高原国定公園、塩嶺王城及び聖山高原の県立自然公園等を有し、温泉では安曇野穂高温泉郷、美ヶ原温泉、浅間温泉、白骨温泉、乗鞍高原温泉等がある。また、国宝松本城、奈良井宿、全国名水百選に選ばれた安曇野わさび田湧水群等著名な観光地を数多く有しており、平成 28 年県観光地利用者統計調査によると当該地域内主要観光地の延べ利用者数は、約 1,130 万人で、観光消費額は約 350 億円であり、全県に占める割合が、延べ利用者数で 12.6%、観光消費額で 11.4%となっている。近年は、このような観光地を巡る外国人観光客も急増しており、当該地域における平成 28 年中の外国人宿泊数は、前年対比 25.1%増の約 15 万 9 千人である。特に松本市では、インバウンド事業に積極的に取り組んでおり、前年対比 30.5%増の約 14 万 1 千人で過去最高を更新し、県内の市町村で最も多い状況である。

また、世界中から優れた音楽家たちが結集して開催される「セイジ・オザワ松本フェスティバル」に代表される、文化的イベントや多くの美術館をラインで結ぶ安曇野アートライン、草間彌生の作品が収蔵・展示される松本市美術館など芸術文化の香り高いエリアである。

そして、国指定特別天然記念物である白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石や、国指定天然記念物である中房温泉の膠状珪酸および珪華、旧開智学校校舎などの国指定重要文化財があるほか、光輪寺薬師堂などの県宝や乳房イチョウなどの県指定天然記念物も多く有し、当地域の魅力を伝える、里山文化、田園文化ゾーンから構成される国営アルプス安曇野公園を有している。

さらに、ウォークラリーやロードレース、サイクリングイベント、安曇野ハーフマラソン（定員：5 千人）、松本フルマラソン（定員：1 万人）も開催されるなど風光明媚な自然を眺めながらのアウトドアスポーツイベントの他、信州・松本そば祭り（H29：3 日間で約 15 万 7 千人来場）、信州安曇野新そばと食の感謝祭、農林業まつり、木曽漆器祭などの祭り、そば打ち体験や農業体験等のイベントも盛んであり、活用できる観光資源等の素材が豊富に存在している。

そして、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有するという地域特性を生かし、世界水準の山岳高原リゾートに向けた観光地域づくりと外国人旅行者の一層の増加を図るためにメディアや SNS などを利用した情報発信や国内外への誘客活動の促進が必要となる。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を促進する。

⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

当該地域は、西側を北アルプス、東側を美ヶ原高原、北を聖山高原に囲まれるなど、急峻な山間部を

抱えおり、村部においては、治水事業や落石防止工事等の公共事業が地域経済の柱の1つとなっている。

また、平地においても、幹線道路の改良工事等の公共事業や製造業を中心とした事業所の建設投資等の民間需要が活発であるなど、平成24年経済センサス活動調査では、当該地域の建設業の事業所数は、1965所と集積しており、全県の約17%を占めている。また、付加価値額においても486億円と全県の約20%を占めており、主力産業の一つである。

さらに、国道19号の防災危険箇所の回避等を図る山清路地区の防災工事、国道158号の線形不良及び狭小幅員等の解消等を図る奈川渡地区のバイパス工事、松本市と上田市を結ぶ国道143号の松本市四賀地区の線形不良及び狭小幅員の解消等を図る道路築造工事、松本市内環状を形成する道路築造工事等が進められるほか、松本地域と新潟県糸魚川市を結ぶ松本糸魚川連絡道路の事業推進も図られ、新たな広域交流圏や快適な都市空間が構築されることにより、地域経済活性化に大きく寄与するものと期待される。

特に、中部縦貫自動車道の整備については、当該地域から岐阜県高山市を経由した福井市までの所要時間が、現在の約5時間6分から約3時間5分と約2時間1分短縮されることから、地域間交流や観光交流が盛んとなり、地域経済活性化に大きく寄与するものと期待される。

また、当該地域は、県内の中央部に位置し、首都圏、中京圏及び県内各地域とのアクセスも良いことに加え、中部縦貫自動車整備による岐阜県や北陸地域との交通の便の向上は、移住・定住・2地域居住が進むとともに、ICT関連のソフト技術者やテレワーク関連事業者等が活動拠点を当該地域に置く可能性が高く、また、それら技術者等が集うコワーキングスペースの設置が期待される。また、こうした方々に事業所や生活環境を提供する建設業に加えて、現在1500強の事業所が集積する不動産・賃貸業などの建設関連サービスや小売・卸売業の需要増加も見込まれる。

加えて、ものづくりの基盤を支える交通インフラとして、長野自動車道が当該地域の中央を南北に通っており、松本IC、塩尻北IC、安曇野ICなどを有し、その交通利便性から物流関係の事業所（385事業所、全県の21.74%）も集積している。

最近では、公共事業の増加や民間工事の活発化による建設業の需要拡大から設備投資が拡大しているほか、それに付随しての関連サービス分野として、建設重機の小売業の進出等が行われている。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当該地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を検討する。

②地方創生関係施策

平成 30 年度から令和 5 年度の地方創生推進交付金を活用し、豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した第 4 次産業革命分野、信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野、米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林加工・地域商社分野、上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定である。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報等については、当該地域の市村をワンストップ窓口として、地域の不動産関連業者から空き用地、空き工場情報等を収集する仕組みを構築している。それらの方法により収集した情報等について、当該地域の市村のホームページ等で公表するなど、情報を必要としている者が適切かつ容易に取得できるよう、環境を整備する。

②技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、開示できる技術情報に関しては、一般財団法人松本ものづくり産業支援センター、一般財団法人塩尻市振興公社及び安曇野市を中心に、地域企業のニーズに沿って積極的にホームページやセミナー等にて情報発信していく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県松本地域振興局内、松本市商工観光部商工課内、塩尻市産業振興事業部産業政策課内、安曇野市商工観光部商工労政課内、麻績村振興課内、生坂村振興課内、山形村産業振興課内、朝日村産業振興課内、筑北村観光室内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合、長野県庁、松本市役所内、塩尻市役所内、安曇野市役所内、麻績村役場内、生坂村役場内、山形村役場内、朝日村役場内、筑北村役場内で連携して対応する。

（５）その他

産業団地等にアクセスする国県市道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元～5 年度（最終年度）
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	制度検討	運用	運用
②地方創生推進交付金の活用		交付金の活用	交付金の活用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 産業用地情報の逐次開示	運用	運用	運用
② 技術情報の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	設置	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、一般財団法人松本ものづくり産業支援センター、一般財団法人松本ヘルス・ラボ、松本商工会議所、松本地域健康産業推進協議会、一般財団法人塩尻市振興公社、塩尻商工会議所、一般社団法人塩尻市森林公社、信州しおじり木質バイオマス推進協議会、長野県商工会連合会中信支所、安曇野市商工会、国立大学法人信州大学、松本大学、信州メディカル産業振興会、松本歯科大学、株式会社日本政策金融公庫、また長野県が設置する公益財団法人長野県テクノ財団、公益財団法人長野県中小企業振興センター、長野県工業技術総合センターなど、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に生かし、連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、松本地域内の市村及び長野県では、来年度中をめどに、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①一般財団法人塩尻市振興公社

塩尻市における都市環境の整備改善、都市機能の向上及び地域産業の振興に関する諸事業を、行政・民間と協働によって行うことにより、市街地及び地域産業の活性化に努め、塩尻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。

具体的には、企業による新事業への展開支援として、「ICT系」「機械金属系」のコーディネーターを塩尻インキュベーションプラザ（SIP）に配置し、異業種交流の場の提供や、新たな研究開発組織（コミュニティ）づくりを推進している。

②一般財団法人松本ものづくり産業支援センター

ものづくり支援担当部署及び ICT 支援担当部署を設置し、ものづくり事業者に対してコーディネーター活動を中心とした各種支援施策の実施のほか、IoT など新技術の導入・活用促進に向けた支援の拡充を図ることで、中小企業における生産性向上を推進している。

③一般財団法人松本ヘルス・ラボ

健康増進とヘルスケア関連企業の製品・サービス開発を一体的に支援する機関。会員向けサービスとしては、健康づくりに必要な運動、食事等に関するプログラムを提供している。企業向けサービスとしては、ワークショップやテストフィールドがあり、製品・サービスに係るアイデアの創出や会員参加による実証事業やモニタリングの実施を通じ、事業者の取組を支援している。

④松本商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善

発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

具体的には、松本地域企業の販路開拓支援のための商談会の開催や、中小企業経営者セミナー等の開催のほか、ものづくりの魅力発信のため、「まつもと広域ものづくりフェア」の開催等、地元小学生等に対して「ものづくり」への興味を促す事業を行っている。

⑤松本地域健康産業推進協議会

新たな健康関連産業の創造と需要創出を目的として平成 23 年 7 月に設立。現在の会員数は 301 企業・団体（平成 29 年 9 月 19 日現在）。

主な活動として、健康産業フォーラムの開催、商品の実用化検証の実施、国や長野県などへの補助事業への申請支援・相談業務、健康経営に関する地元企業への普及啓発を行っている。

また、毎年「世界健康首都会議」を開催し、国内外の健康に関する様々な情報を発信している。

⑥塩尻商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

具体的には、各種商品展示会への出展支援や、中小企業経営者セミナー・ものづくりセミナー等の開催等、直接的に経営者に対する支援を行う独自事業のほか、市内企業が首都圏等の学生をインターンシップとして長期間受け入れ、学生の視点を生かしながら経営のイノベーションを促す「実践型インターンシップ」事業や、次世代の子ども達に対して「ものづくり」に対する興味を促す「こども科学探検団」等の事業を行っている。

⑦長野県商工会連合会中信支所

商工会は、商工会法に基づく特別認可法人であり、事業経営者を中心とした会員組織で運営されており、非営利性・公益性・不偏性を原則とし、地域経済の発展と社会福祉の増進を図っている。

国・県・市村の補助により中小企業者とくに小規模事業者のための経営全般にわたる無料相談指導

機関であり、長野県商工会連合会中信支所は、当該地域の他、木曽地域振興局と北アルプス地域振興局管内の商工会の活動についての総合調整や広域的な課題解決のための事業に取り組んでいる。

⑧安曇野市商工会

商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的にして幅広い活動を行っている。

具体的には、地区内企業の販路開拓支援のため、製造業新規受注確保を目的とした商談会への出展支援、地域内小型建設需要の確保のための「コミュニティ受注支援事業」の運営実施、地元食材を活用した商品開発を積極的に進めるため、松本大学、地元企業や関係団体等と連携し、地域ブランドを前面に打ち出した魅力ある商品づくり（あるくまそば、焙煎そば粉、わさびおやき、わさび葉ペーストほか）などに取り組んでいる。また、「安曇野花火」「信州安曇野ハーフマラソン」「安曇野神竹灯」「新そばと食の感謝祭」などのイベントにも取り組み、特産品販売促進や交流人口の拡大に向けて地域経済の活性化に取り組んでいる。

⑨公益財団法人長野県テクノ財団

「技術革新による地域産業の高度化と産業創出の促進」を目的に平成 13 年に設立され、企業に対し、「ネットワークづくり」、「技術」、「人づくり」、「国際展開」の面から支援を行っている。特に、国際的産学官連携による新技術・新製品の研究開発・事業化のサポートなどを行っている。中信地域を支援対象として活動している「アルプスハイランド地域センター」を含め、県内 5 ヶ所に拠点を有する。

⑩公益財団法人長野県中小企業振興センター

中小企業のマーケティング力の強化や経営革新・経営基盤強化・創業を支援するワンストップサービス機関として、関係機関と連携し、新分野進出・技術開発・国内外における販路開拓等の経営課題の解決の手伝いを行う。

⑪長野県工業技術総合センター

材料、精密加工、電子、環境、情報システム、食品加工等の技術分野の技術相談、依頼試験、施設利用、共同・受託研究、情報提供を通して、県内のものづくり中小企業が抱える技術課題の解決、技術開発の支援などを行っている。

なお、当該地域には環境・情報技術部門が設置され、省エネルギーや IT といった製造業が抱える課題に対する技術支援を行っている他、平成 20 年度から、当部門に地域資源製品開発支援センター事業が加わり、地域資源を活用した商品開発に取り組む事業者に対し、商品企画の段階からの支援に取り組んでいる。

⑫一般社団法人塩尻市森林公社

森林の持つ他面的機能の維持増進を目指して、多様な主体との連携を深め、それぞれの役割分担の基に、森林資源の利活用の促進に寄与することを目的に、平成 29 年 4 月 3 日に設立された。

具体的には、森林整備の促進、木質バイオマスの活用、自伐林家の育成・支援、森林を通じた交流

促進、特用林産物の振興、森林の利活用に関する調査・研究・実証実験等を行うことにより、森林資源の利活用促進とともに、新たな域内循環システムの構築を目指す。

⑬信州しおじり木質バイオマス推進協議会

地域の豊富な森林資源（木質バイオマス）を利活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議することを目的に、平成 24 年 12 月に設立した。長野県、塩尻市、朝日村、筑北村、森林組合、J A、森林関連事業者、八十二銀行等、産官学連携体制にて組織され、森林活用部会、木質ペレット部会等各専門部会では実務者レベルにて具体的な議論を進め、国の地方創生交付金等を活用しながら各種施策を推進している。

⑭国立大学法人信州大学

信州大学は松本キャンパス内に医学部を有しており、医療ニーズと産業界の技術力とを連携する医工連携に取り組んでいる。

平成 22 年には、大学等の研究シーズ等の地域メディカル産業への展開を目的とした「信州メディカルシーズ育成拠点」を設け、分析機器等の設備整備が図られたほか、平成 25 年には、大学と共同でメディカル関連の研究開発を行うため、「信州地域技術メディカル展開センター」を開設している。

また、県内企業の医療関連産業分野への進出を促進するため、「信州メディカル産業振興会」を設立し、規制法等の勉強会や展示会の共同出展事業を実施しているなど、地域産業の新分野進出を支援している。

⑮松本大学

管理栄養士養成施設を有する人間健康学部健康栄養学科や次世代の観光産業人材の養成を目的とした総合経営学部観光ホスピタリティ学科などがあり、当該地域と有機的に結びついた取組を行っている。特に人間健康学部健康栄養学科では、当該地域企業との共同で健康弁当の開発に取り組むなど、健康をキーワードとした産学官連携による産業創出の一翼を担っている。

⑯信州メディカル産業振興会

「信州メディカルシーズ育成拠点」との密接な連携によって医療現場からの開発ニーズの発掘、共同研究のマッチング、各種勉強会・講演会の開催、会員間での情報交換と相互連携等を推進し、長野県地域のメディカル産業の振興に広く貢献している。

⑰松本歯科大学

塩尻市に所在する県内唯一の歯科医師養成大学である。臨床ニーズの紹介や地域企業との交流会を開催するほか、地域企業と医療機器の共同開発にも注力している。

⑱株式会社日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は、創業や新事業展開、事業承継と言った中小企業者に関する経営全般に関する相談及び融資による支援を行う。

※その他支援機関についても、今後随時調整していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の3Rの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所及び長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。特に国立公園にかかる事業の実施等に際しては必要に応じて、長野自然環境事務所と十分調整を図る

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害、土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

平成 29 年度内は、松本地域振興局管内の市村の担当者会議で本基本計画変更の検討を行い、平成 30 年度から松本地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織し、年 1 回、協議会を開催して、本基本計画の進捗状況の把握、効果の検証、変更の検討を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 1】

朝日村大字西洗馬字原新田

(農地)

朝日村大字西洗馬字原新田 1 番地 1、2 番地 9、3 番地 6、3 番地 7、3 番地 8、3 番地 9、3 番地 10、4 番地 5、5 番地 1、6 番地 1、7 番地 1、8 番地 5、9 番地 4、10 番地 1、11 番地 1、12 番地 1、13 番地 1、14 番地 1、15 番地 1、16 番地、17 番地 1、18 番地 1、19 番地 1、20 番地 1、21 番地、22 番地、23 番地 1、24 番地 1、25 番地 1、25 番地 2、26 番地 1、27 番地 1、28 番地 1、29 番地 1、30 番地 1、31 番地 1、32 番地 1、33 番地 1、33 番地 3、34 番地 1、35 番地 1、36 番地 1、37 番地 1、38 番地 1、39 番地 1、40 番地 1、40 番地 2、41 番地 1、42 番地 1、43 番地 1、44 番地 1、45 番地 1、46 番地 1、46 番地 4、47 番地 1、48 番地 1、49 番地 1、50 番地 1、51 番地 1、52 番地 1、53 番地 1、54 番地 1、55 番地 1、55 番地 2、56 番地 1、56 番地 2、57 番地 1、57 番地 2、58 番地 1、58 番地 2、59 番地 1、59 番地 2、60 番地 1、61 番地 1、61 番地 2、63 番地 1、63 番地 3、64 番地 1、64 番地 3、65 番地、66 番地、67 番地、68 番地 1、69 番地、70 番地、71 番地、72 番地 1、72 番地 3、73 番地 1、73 番地 2、74 番地、75 番地、76 番地、77 番地、78 番地、79 番地 1、80 番地 1、81 番地 1、81 番地 2、81 番地 3、82 番地 1、83 番地 1、84 番地 1、85 番地 1、86 番地 1、86 番地 6、87 番地 1、87 番地 2、88 番地 1、89 番地 1、90 番地 1、91 番地 1、91 番地 2、92 番地 1、93 番地 1、93 番地 2、94 番地 1、94 番地 4、95 番地 1、96 番地 1、97 番地 1、98 番地 1、98 番地 2、99 番地 1、99 番地 2、100 番地 1、100 番地 2、101 番地 1、102 番地 1、103 番地 1、104 番地 1、104 番地 2、105 番地 1、106 番地 1、107 番地 1、108 番地 1、109 番地 1、110 番地 1、110 番地 2、111 番地 1、111 番地 2、111 番地 3、113 番地 1、114 番地、115 番地 1、116 番地 1、117 番地 1、117 番地 2、118 番地 1、118 番地 2、119 番地 1、120 番地 1、121 番地 1、122 番地 1、122 番地 2、123 番地 1、124 番地 1、125 番地 1、126 番地 1、127 番地 1、128 番地 1、129

番地 1、129 番地 2、130 番地 1、130 番地 2、131 番地 1、131 番地 2、132 番地 1、133 番地 1、134 番地 1、135 番地 1、136 番地 1、136 番地 2、137 番地 1、138 番地 1、138 番地 2、139 番地 1、139 番地 2、140 番地 2、140 番地 1、141 番地 1、141 番地 2、142 番地 1、143 番地 1、144 番地、145 番地 1、146 番地 1、146 番地 2、147 番地 1、148 番地 1、149 番地 1、150 番地 1、150 番地 3、151 番地 1、151 番地 3、152 番地 1、152 番地 2、153 番地 1、154 番地 1、156 番地 1、157 番地 1、158 番地 1、158 番地 2、159 番地 1、159 番地 2、160 番地 1、161 番地 1、161 番地 2、161 番地 3、162 番地 1、162 番地 2、162 番地 3、162 番地 4、163 番地 1、164 番地、165 番地 1、166 番地、167 番地 1、167 番地 2、168 番地 1、169 番地 1、170 番地 1、171 番地、172 番地 1、173 番地、174 番地 1、174 番地 2、174 番地 3、175 番地 1、175 番地 3、175 番地 4、176 番地 1、176 番地 3、176 番地 4、177 番地 2、177 番地 1、178 番地 1、178 番地 4、179 番地 1、179 番地 3、180 番地 1、181 番地 1、181 番地 2、182 番地 3、182 番地 1、182 番地 2、206 番地 1、206 番地 2、206 番地 3、206 番地 4、206 番地 5、207 番地 1、207 番地 2、207 番地 3、207 番地 4、219 番地 1、221 番地 1、221 番地 2、221 番地 3、221 番地 5、230 番地 1、230 番地 3、231 番地 1、231 番地 3、232 番地 1、232 番地 3、233 番地 1、233 番地 3、234 番地 1、234 番地 2、234 番地 3、234 番地 5、234 番地 7、234 番地 9、235 番地 1、235 番地 2、235 番地 3、235 番地 5、236 番地 1、236 番地 2、236 番地 3、237 番地、238 番地 1、238 番地 4、239 番地 1、239 番地 2、239 番地 3、240 番地 1、240 番地 2、241 番地 1、242 番地、243 番地、244 番地、247 番地 1、245 番地、246 番地、247 番地 2、248 番地 1、249 番地、250 番地、251 番地、252 番地、253 番地 1、253 番地 2、254 番地 1、254 番地 2、255 番地、256 番地 1、257 番地、258 番地 1、258 番地 2、258 番地 3、259 番地 1、259 番地 2、259 番地 3、260 番地 1、260 番地 2、260 番地 3、260 番地 4、261 番地 1、262 番地 1、264 番地 1、265 番地 1、266 番地 1、267 番地 1、268 番地 1、269 番地 1、270 番地 1、271 番地 1、272 番地 1、273 番地 1、274 番地 1、274 番地 2、274 番地 3、275 番地 1、275 番地 2、275 番地 3、276 番地 1、276 番地 2、276 番地 3、276 番地 4、277 番地 1、277 番地 2、278 番地 1、279 番地 1、280 番地 1、280 番地 4、281 番地 1、282 番地 1、282 番地 2、283 番地 1、283 番地 2、284 番地 1、285 番地 1、286 番地、287 番地、288 番地 1、289 番地 1、290 番地 1、291 番地 1、292 番地 1、293 番地 1、294 番地 1、295 番地 1、296 番地、297 番地、298 番地、299 番地、300 番地、301 番地、302 番地、303 番地、304 番地、305 番地、306 番地、307 番地、308 番地、309 番地、310 番地 1、310 番地 2、310 番地 3、311 番地、312 番地、313 番地 1、313 番地 2、314 番地 1、922 番地、925 番地 1、925 番地 3、927 番地 1、927 番地 6、928 番地 1、928 番地 2、931 番地 2、931 番地 4、932 番地 1、932 番地 2、935 番地、937 番地、938 番地 2、938 番地 1、939 番地 1、940 番地 1、941 番地 1、942 番地 1、943 番地 1、944 番地 1、945 番地 1、946 番地 1、947

番地 1、948 番地 1、949 番地 1、950 番地 1、951 番地 1、952 番地 1、954 番地、955 番地、956 番地 1、956 番地 2、957 番地 1、960 番地 2、960 番地 3、964 番地 1、965 番地 1、967 番地 2、968 番地 1、971 番地 1、972 番地 1、973 番地 1、974 番地 1、975 番地 1、975 番地 4、977 番地 2、979 番地 1、980 番地 1、982 番地 1、982 番地 2、983 番地 1、986 番地 3、988 番地 1、988 番地 3、991 番地 1、991 番地 4、994 番地 3、996 番地 3、997 番地 4、1001 番地 3、1003 番地 3、1003 番地 5、1004 番地 5、1004 番地 8、1005 番地 4、1005 番地 5-口-3、1008 番地 1、1009 番地 1、1009 番地 2、1012 番地 1、1015 番地 1、1016 番地、1018 番地 1、1018 番地 2、1021 番地、1022 番地 1、1025 番地、1026 番地 2、1027 番地 3、1029 番地 2、1030 番地 2、1030 番地 6、1030 番地 7、1030 番地 8、1033 番地 2、1037 番地 6、1038 番地 1、1038 番地 5、1036 番地 6、1036 番地 7、1050 番地、1059 番地、1063 番地、1065 番地、1069 番地、1070 番地、1071 番地、1072 番地、1073 番地、1074 番地、1075 番地、1076 番地、1089 番地、1090 番地、1043 番地 1、1043 番地 4、1044 番地 1、1045 番地 1、1046 番地 1、1048 番地 1、1049 番地 1、1051 番地 1、1052 番地 1、1053 番地 1、1053 番地 2、1054 番地 1、1055 番地 1、1055 番地 6、1056 番地 1、1057 番地 1、1058 番地 1、1060 番地 1、1061 番地 1、1062 番地 1、1064 番地 1、1066 番地 1、1066 番地 2、1066 番地 6、1067 番地 1、1068 番地 2、1077 番地 1、1077 番地 2、1077 番地 3、1078 番地 1、1078 番地 2、1079 番地 1、1079 番地 3、1080 番地 1、1081 番地 1、1081 番地 2、1082 番地 1、1082 番地 2、1082 番地 3、1083 番地 2、1086 番地 1、1087 番地 1、1087 番地 2、1087 番地 3、1091 番地 1、1091 番地 2、1092 番地 1、1092 番地 2、1093 番地 1、1093 番地 2、1094 番地 1、1094 番地 2、1094 番地 3、1094 番地 4、1094 番地 5、1094 番地 6、1096 番地 1、1096 番地 2、1129 番地 1、1129 番地 2、1130 番地 1、1130 番地 2、1068 番地 1、1166 番地 1、1167 番地、1168 番地、1169 番地、1170 番地、1172 番地、1173 番地、1174 番地、1187 番地、1188 番地、1190 番地、1191 番地、1192 番地、1193 番地、1194 番地、1195 番地、1181 番地 1、1182 番地 1、1210 番地 1、1211 番地 1、1212 番地 1、1212 番地 3、1213 番地 1、1213 番地 1、1214 番地 3、1214 番地 口、1215 番地 1、1215 番地 2、1215 番地 3、1215 番地 6、1216 番地、1221 番地 1、1222 番地 1、1223 番地 1、1223 番地 2、1227 番地 2、1227 番地 4、1227 番地 7、1251 番地 1、1251 番地 2、1252 番地 1、1253 番地 1、1254 番地 1、1255 番地 2、1257 番地 1、1257 番地 2、1258 番地、1259 番地 1、1259 番地 2、1260 番地、1261 番地 1、1262 番地 1、1263 番地 1、1265 番地 1、1266 番地 1、7134 番地 1、7134 番地 2、7142 番地 1、7142 番地 2、7142 番地 3

【重点促進区域 2】

安曇野市豊科高家

(農地)

安曇野市豊科高家 1260 番地 1、1263 番地、1264 番地 1、1264 番地 2、1264 番

地 3、1265 番地、1269 番地、1270 番地、1271 番地、1272 番地、1273 番地、1274 番地、1275 番地、1276 番地、1277 番地、1278 番地、1279 番地、1280 番地、1281 番地、1282 番地、1283 番地、1284 番地、1285 番地、1286 番地、1288 番地、1289 番地、1290 番地、1291 番地、1293 番地 1、1298 番地 1、1306 番地、1307 番地、1310 番地 1、1311 番地、1312 番地、1313 番地、1430 番地 1、1431 番地、1432 番地、1433 番地、1434 番地、1435 番地、1436 番地、1438 番地

（地区内における公共施設整備の状況）

【重点促進区域 1】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道以外の公共施設は存在せず、今後も新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 2】

本区域内においては、既存の道路（市道）や上下水道、電力供給施設が整備されている。そのため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う必要はない。

（地域内の遊休地等の状況等）

【重点促進区域 1 及び 2】

重点促進区域内においては、現在のところ産業用途に活用できる遊休地等は確認できていない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

また、朝日村、安曇野市内には、既存の工業団地や現に宅地化された土地において遊休地等は存在していない。

（他計画との調和等）

【重点促進区域 1】

本区域については、朝日村第四次国土利用計画及び朝日村農業振興地域整備計画において、工業用地については、環境保全や景観との調和に配慮し、高度技術産業等の工業団地の需要には、工業用地と住宅用地の混在を防止することに配慮しつつ、また、近隣市村と連携した木質バイオマス循環自立創生事業による村産木材の活用や、野菜花き果樹生産から加工まで行う循環型の儲かる農林業を展開するために、誘致に必要な地域に位置付けられている。

本計画は、林業分野では木質バイオマス循環自立創生事業による村産木材を伐採から製材加工、端材まで無駄なく循環活用させるプロジェクトと、農業分野ではアグリビジネスセンターを立上げ儲かる農業事業を展開するために、産地化した高原野菜の安定生産に加え、温暖に対応した野菜花き果樹栽培、特産品開発を含めた農産物の加工事業を推進するものであり、農林業分野において地域経済牽引事業の用に供されることを想定したものである。そのため、上記事業の内容については、朝日村農業振興地域整備計画に示された環境保全や景観との調和、工業用地と住宅用地の混在の防止、近隣市村と連携した木質バイオマス循環自立創生事業による村産木材の活用、及び野菜花き果樹生産から加

工まで行う循環型の儲かる農林業の展開に即したものであり、朝日村農業振興地域整備計画と調和が図られたものである。

【重点促進区域 2】

農地として重点促進区域に設定された土地の選定については、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、既存集落の居住環境の保全を図ること、及び「安曇野市土地利用基本計画」に定める開発事業の基準である、「田園環境区域の工業施設は、産業集積地内若しくは隣接していること」を踏まえ選定した。

・安曇野市国土利用計画における記載

本区域においては、田園環境区域であることから、「地域類型別の基本方向」は、「この区域内で、集落や産業団地など一定のまとまりを有する区域については、その内部及び周辺部に同種の用途を誘導することにより、既存の都市基盤の有効活用を図るとともに、優良な農地への無秩序な宅地の拡大を抑制します。」と方針が示されている。

また、「利用区分別の基本方向」では、「工場用地」に関して「優良な農地、良好な居住地、景観など周辺環境に十分配慮し、今ある都市基盤を有効活用できる既存の産業団地周辺への立地誘導を図るとともに、新たな場所における産業団地の造成や企業ニーズに応じて、個別に立地場所を適切に検討できるしくみの構築を進めます。」としている。

・安曇野市都市計画マスタープランにおける記載

「まちづくり構想」では「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を掲げ、「都市的土地利用の誘導の基本」では、工業系用途の誘導として「一定の都市基盤が整っている産業集積地周辺への新たな工場、事業所などの誘導・集約」「企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保への迅速かつ弾力的な対応」を基本とし、「全体構想」の田園環境エリアでは、既存の都市基盤や地域資源を有効活用した産業誘導を方針としている。

・第2次安曇野市総合計画（基本構想・前期基本計画）における記載

前期基本計画における重点施策を実現するための基本施策の1つとして「工業の振興」が盛り込まれ、その中で「新たな産業団地整備を検討し、生産基盤の整備を進めるとともに、経営力と技術力の向上を目的とした人材育成と起業支援に取り組みます。」とし、具体的な取組としては、「新産業団地整備の検討」として、「地域未来投資促進法などの法律を踏まえ、新産業団地整備について検討を進めます。」としている。

・安曇野市土地利用基本計画における記載

安曇野市は土地利用制度について、「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を目標像に掲げ、まちづくりの基盤となる土地の適正かつ合理的な利用を推進するため、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を制定した。この基本計画に定める開発事業の基準では、田園環境区域の工業施設は、産業集積地内若しくは隣接していることとしている。

・安曇野市農業振興地域整備計画における記載

農業上の土地利用の方向での用途区分の構想では、「交通結節点周辺においては、市の総合的な発展の必要性から詳細な土地利用計画が具体化された段階において調整を図る」としており、「農業従事者の安定的な就業の促進計画」では目標として、本市での農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業再生協議会を核とした支援体制の構築を推進し、農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、工業、商業エリア等の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めるとしている。

当該区域は、高速交通網などのアクセスが整い、かつ既存の産業団地に隣接している区域である。また、精密機器関連産業や食料品製造業の立地が予定されており、精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野並びに地域の特産物を活用した農林加工・地域商社分野に関する地域経済牽引事業の用に供されることから、これらの方針とは調和がとれている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域1においては、農用地区域外である工場等隣接区域での開発を優先する。

重点促進区域2においては、農用地区域外である工場等（あづみ野産業団地：分譲済み）隣接区域での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

安曇野市及び朝日村には集团的農地がある。

やむを得ずこうした区域内における集团的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる場合は、そうした土地を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

朝日村では転作促進特別対策事業が実施され、昭和 53 年に完了している。

安曇野市では県営ほ場整備事業（高家地区）が実施され、平成 4 年に完了している。

ほ場整備などの面的整備事業（灌漑排水事業などの線的整備事業は含まれない。）を実施した農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

朝日村には一部の地域で農地中間管理機構関連事業が実施されている。

安曇野市には農地中間管理機構関連事業の実施や予定がない。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

重点促進区域の区域内に市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）